

第9章

国庫金，国債等に関する業務

日本銀行は，国（政府）の資金である国庫金の受払いに関する業務，政府の資金繰りに関する業務，国債等に関する業務を行っている。本章では，こうした国庫金，国債等に関する業務について説明する。



日本銀行歳入代理店
日本銀行国債代理店
東京都公金収納取扱店
特別区公金収納取扱店
神奈川県企業庁収納事務取扱店
独立行政法人住宅金融支援機構業務取扱店
株式会社日本政策金融公庫代理店
独立行政法人中小企業基盤整備機構代理店
勤労者財産形成融資業務取扱店
独立行政法人福祉医療機構代理店
独立行政法人勤労者退職金共済機構代理店
独立行政法人都市再生機構収納取扱店
独立行政法人日本学生支援機構返還金取扱店

● 日本銀行代理店 ●

日本銀行は，日本銀行の本支店だけでなく，民間金融機関の特定の店舗でも国庫金の受払いや国債の元利金の支払いができる仕組みとして，代理店制度を設けている。

第 1 節

国庫金に関する業務

1 日本銀行が取り扱う国の業務

日本銀行は、金融機関から当座預金を受け入れるほか（→第4章第2節3）、国（政府）の資金を**政府預金**として受け入れている。こうした国（政府）の資金は**国庫金**と呼ばれる。このうち、国税や社会保険料などとして国が受け入れる国庫金は**歳入金**と呼ばれ、公共事業費や年金などとして国から支払われる国庫金は**歳出金**と呼ばれる。

日本銀行は、「政府の銀行」（→第1章コラム「中央銀行の3つの役割」）として、法令に基づいて、国庫金に関する業務（→本節2～5）のほか、政府の資金繰りに関する業務（→本章第2節）、国債に関する業務や政府保有の有価証券の保管等に関する業務（→本章第3節）、政府の代理人として行う為替介入の事務（→第8章第4節）などを行っている。

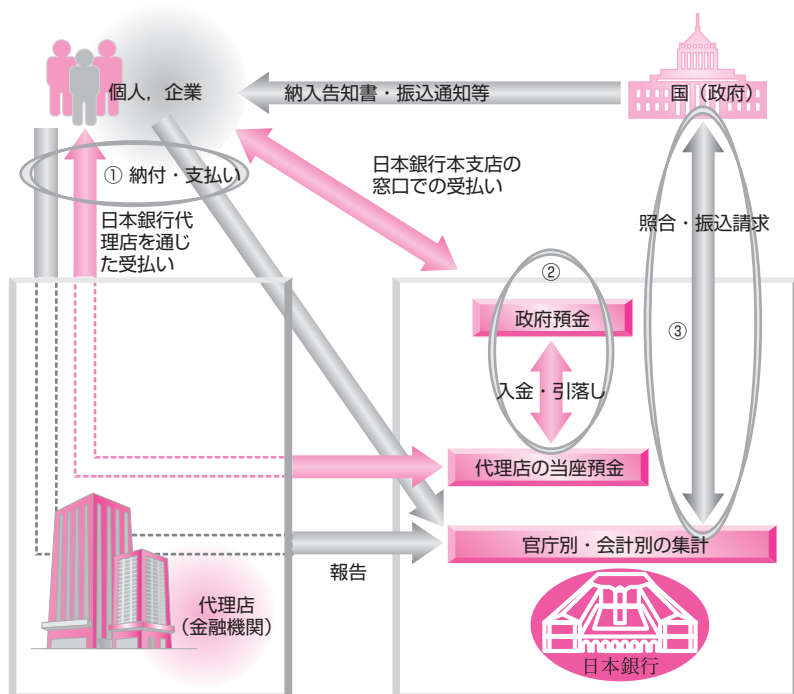
2 国庫金に関する業務の概要と代理店制度

日本銀行は、日本銀行法（第35条）および国（政府）の会計を扱う会計法（第34条）などの法令の定めにより、国庫金に関する様々な業務を行っている。こうした業務は、①歳入や歳出を実際に資金の受払いとして行う**出納事務**、②歳入や歳出に応じて政府預金の受入れと支払いを計理（記録）する**資金計理事務**、③歳入や歳出を官庁別・会計別に整理・集計して官庁と照合・確認する**計算整理事務**¹⁾の3つからなっている（→図表9-1）。

このうち、出納事務については、人々や国（政府）の利便性を高めるため、日本銀行の本支店だけでなく、民間金融機関の特定の店舗でも国庫金の受払いができる仕組みとして**代理店制度**が設けられている。日本銀行は、国（財務大臣）の認可を得て全国各地にある民間金融機関と代理店契約を締結しており、これらの金融機関の特定の店舗が日本銀行の代理店として国庫金の出納事務を

9-1

国庫金に関する業務の流れ



➡ は資金の流れ、➡ は書類等の流れ、各枠内は、①が出納事務、②が資金計理事務、③が計算整理事務に相当する

9-2

代理店委嘱店舗数

（2010年3月末現在：〈〉内は金融機関数）

金融機関の種類	一般代理店	歳入代理店*
都市銀行	78 〈5〉	1,873 〈6〉
地方銀行協会加盟行	402 〈58〉	6,811 〈64〉
第二地方銀行協会加盟行	45 〈11〉	3,015 〈42〉
信用金庫	4 〈4〉	7,396 〈263〉
ゆうちょ銀行	—	21,088 〈1〉
その他とも計	529 〈78〉	41,025 〈441〉

* 歳入代理店には、郵便局などの歳入復代理店や歳入復々代理店を含む。

行っている。代理店には一般代理店と歳入代理店の2種類があり²⁾、2010年3月末現在、一般代理店は529店舗、歳入代理店は4万1,025店舗ある³⁾(→図表9-2)。一般代理店では、日本銀行の本支店とほぼ同様の国庫金に関する業務を行っているほか、国債の元利金の支払いなどに関する事務も行っている(→第3節)。これに対し、歳入代理店では、国庫金のうち国税や社会保険料などの歳入金の受入事務のみを行っている。

3 国庫金に関する業務の流れ

それでは、国庫金に関する業務の実際の流れについてみていくこととしよう。

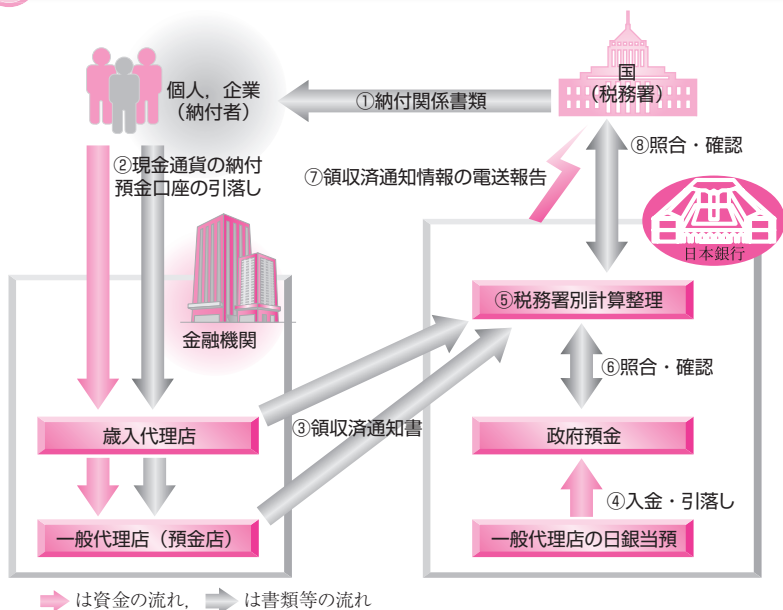
① 歳入金に関する業務の流れ

ここでは、個人が代理店経由で国税を納付する例を、図表9-3に則してみていく。

- 1) 欧米主要国においても、中央銀行は国庫金に関する業務を行っているが、その内容は資金計理事務のみの事例が多い。日本銀行は、出納事務(→脚注10)や資金計理事務、計算整理事務をあわせて行っており、政府預金の受払いが全て日本銀行に集中される仕組みとなっている。このため、政府預金の変動は大きくなるが、日本銀行は、一元的な立場で国の資金繰り情報を迅速かつ正確に把握できることから、資金需給の振れを踏まえてオペレーションを適切に実施することが可能となっている(→第5章第2節3②)。
- 2) 日本銀行が代理店契約を締結している金融機関の種類を具体的にみると、①一般代理店は、銀行(都市銀行、地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行)や信用金庫、②歳入代理店は、これらに加えて、信託銀行、信金中央金庫、商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、ゆうちょ銀行などである。
- 3) 歳入代理店の数には歳入復代理店、および歳入復々代理店を含む。歳入復代理店とは、歳入代理店である金融機関の委託を受けて歳入金の受入事務を行うものであり、現在、歳入代理店である農林中央金庫、全国信用協同組合連合会、およびゆうちょ銀行の委託を受けて、信用農業協同組合連合会や信用組合、および郵便局が歳入復代理店となっている。歳入復々代理店とは、歳入復代理店から委託を受けて歳入金の一部(交通反則金、および国民年金保険料のみ)の受入事務を行うものであり、現在、簡易郵便局が歳入復々代理店となっている。

9-3

歳入金に関する業務の流れ（現金通貨による国税の納付の例）



まず、①税務署から送付された納付関係書類を受領した個人は、②代理店の窓口で現金通貨を納めたり、預金口座の引落しによって国税の納付を行う。これを受けて、③代理店は、日本銀行の本支店に対して国税受入れを報告し、領収済通知書を送付する。

代理店が受け入れた資金については、④その代理店の日銀当預から引き落とされ、政府預金へ入金されることで決済される。こうした資金の流れについては、代理店での事務処理を勘案して、窓口での納付から決済までに時間的なラグが設けられている。

- 4) 現在、歳入金の納付は、件数ベースでは、現金通貨による納付と預金口座の引落しによる納付の比率が概ね半々となっている。このほか、歳入金の納付には、一定の制限の下で、支払いが確実に取立てが容易な小切手や国債の利札の納付によることも認められている（この場合の小切手などを代用納付証券という）。

一方、日本銀行では、⑤代理店から送付された上記の領収済通知書を取りまとめ、受け入れた国税について税務署別の計算整理を行い、⑥その計算整理結果を政府預金との間で照合・確認したうえで、⑦領収済通知情報を官庁に電送報告するとともに、⑧毎月、その結果を各税務署との間で照合・確認している。

② 歳出金に関する業務の流れ

歳出金については、公共事業の代金が受注先の事業者の預金口座に振り込まれる例を、図表 9-4 に則して見てみよう。歳出金については、現在、そのほとんどがこのような振込によって行われている。

まず、①国（政府）が、公共事業の代金の受取人である事業者に対して振込通知を送付し、②財務省会計センターに対して、受取人の名称や振込先預金口座・金額などの支払データを送信する。③財務省会計センターは、各省庁から送信された支払データを集計のうえ支払指図書データとともに日本銀行に対して送信し、預金口座への振込を請求する。これを受けて、④日本銀行は、振込先の金融機関に対して全国銀行データ通信システム（全銀システム）^⑤により振込先預金口座・金額などのデータを送信する一方、政府預金を引き落とし振込依頼先となる金融機関の日銀当預に入金する。⑤金融機関^⑥では、その振込依頼に基づき受取人である事業者の預金口座に資金を振り込む。このように歳出金の個人や企業への支払いに際して振込先となる金融機関の店舗を**国庫金振込取扱店**^⑦という。また、日本銀行は、支払った歳出金について計算整理を行い、⑧

⑤ 政府預金への入金、一般代理店や歳入代理店の窓口での歳入金の納付が行われた場合、当該納付から2営業日後に行われる。ただし、歳入代理店の窓口で納付された後、一般代理店が取りまとめを行う歳入金の一部については、政府預金への入金は窓口での納付から4営業日後に行われる。なお、歳入金の電子納付が行われた場合、政府預金への入金は、当該電子納付の翌営業日に行われる。

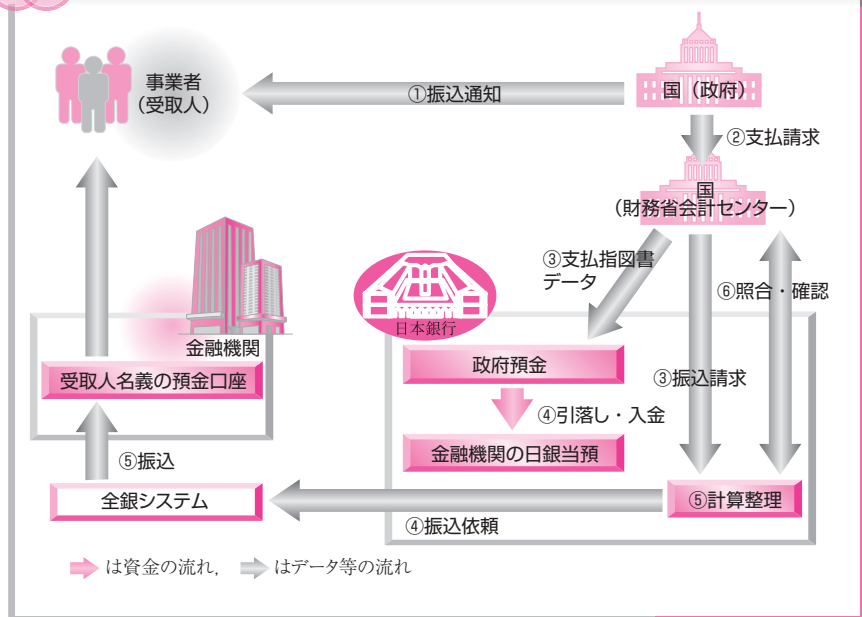
⑥ 全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）が運営するオンラインシステムで、金融機関間の為替データの送受信等を行う（→第4章第3節②①）。

⑦ 日本銀行が、指定された受取人の預金口座への振込依頼などの事務を行うことを**国庫送金**という。

⑧ この場合、日本銀行による政府預金からの引落とし、日銀当預への入金、さらに金融機関による受取人の預金口座への入金は、原則として、いずれも同日中に行われる。

9-4

歳出金に関する業務の流れ（預金振込による公共事業の代金の支払いの例）



毎月、その結果について財務省会計センターとの間で照合・確認している。

4

日本銀行の取り扱う国庫金に関する業務の意義

日本銀行法（第35条）は、日本銀行の国庫金に関する業務を、わが国の中央銀行として行う業務と規定している。日本銀行は、1882年の設立以降、歳入金の収納事務を端緒として国庫金に関する事務を行ってきたが、1921年に金庫制度から預金制度に変更された後は、中央銀行業務の一環として行¹⁰⁾てきている。

日本銀行は、国庫金の取扱い全体に対する人々の信頼や国の会計の厳格性を

9) 国庫金振込取扱店としては、日本銀行が一般代理店や歳入代理店を委嘱している金融機関の店舗に加えて、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合などの店舗も含まれる。

維持するよう、国庫金取扱いや帳簿、証書の作成に関する会計法その他の関係法令による詳細な規定を遵守し、堅実で正確な業務運営に努めている。また、日本銀行は、先にみたように民間金融機関に代理店として国庫金に関する業務の一部を委任しているが、代理店契約に基づくこうした業務が関係法令などに沿って正しく行われていることを確認するために、日本銀行職員を必要に応じて代理店に赴かせ、その店舗での事務取扱い状況や、代理店を委嘱している金融機関の個々の代理店に対する管理状況を確認している。これを¹¹⁾代理店検査といい、日本銀行はその結果を踏まえ、必要があれば事務指導を行っている。

5 国庫金に関する業務の効率化への取り組み

国庫金に関する業務については、国（政府）の事務処理量の拡大（→図表9-5）を踏まえ、日本銀行では、国民の利便性向上を図りつつ事務効率化に取り組んでいる。すなわち、これまでも国民年金などの金融機関に対する振込依頼の磁気テープによる機械処理化、国税など歳入金の一部における光学式文字読取装置（Optical Character Reader: OCR）による計算整理などを行ってきたが、近年は、国庫金の受払いなどの事務の電子化を一段と進めてきており、歳出、

10) 1882年の日本銀行の設立に伴い、大蔵省（当時）の国庫金出納機関（金庫局）は、日本銀行に対して現金の補助的な取扱いを委託するようになった。その後、1890年の会計法施行により金庫局は廃止され、日本銀行に金庫が設置された。すなわち、日本銀行（総裁）は、金庫出納役という国の機関（出納官史）として、国庫金の出納と保管を全面的に委託されることとなった。その後、1921年の会計法の改正により金庫制度が廃止され、日本銀行（総裁）は金庫出納役の役割を終えたが、日本銀行は一法人として国と預金取引を行うこととなった。この結果、国庫金の受払いは、国が日本銀行に保有する政府預金を通じて行われるようになった（預金制度）が、日本銀行は、それまで取り扱ってきた出納事務も引き続き行うこととなり、現在に至っている。

11) 代理店検査は、日本銀行職員が金融機関に立入り調査を行う点では検査と類似しているが、その目的や内容は本文のとおりであり、主として信用秩序の維持に資するために、個別の金融機関のリスク管理や経営実態を調査し、その結果に基づき助言等を行う考査とは、目的や内容が異なっている（考査については→第6章第2節・第6節）。

9-5

国庫金受払件数・金額の推移

(単位：千件、兆円)

年 度	受払件数	受払金額
1980	108,542	484
1985	135,601	560
1990	205,913	985
1995	246,243	1,454
2000	279,398	1,484
2005	454,724	2,169
2006	456,988	2,091
2007	458,769	1,835
2008	456,415	1,842
2009	458,434	2,036

歳入、記帳・振替、保管金・供託金といった主要分野の電子化が実現している。

① 歳出事務の電子化

日本銀行は、歳出金の振込について、2003年4月に、財務省会計センターから送られる歳出金の振込請求データ等のオンラインによる授受を開始した。これにより、全国各地の政府機関から受取人の預金口座がある金融機関までをつなぐネットワーク化が実現した。

② 歳入事務の電子化

日本銀行は、2001年11月に、マルチペイメント・ネットワーク¹²⁾の活用を前提とした歳入金等の電子納付の実現方針を公表し、2004年1月に実現した。

¹²⁾ 金融機関が収納する公共料金、地方公金、国庫金等に関するデータを電子的に授受・処理するネットワークで、日本マルチペイメント・ネットワーク運営機構が運営している。インターネット・バンキングや金融機関のATM等を通じた公共料金等の電子納付にかかる決済サービスは、「ペイジー」という名前で知られている。

それ以降、行政手数料、国税、社会保険料等の電子納付が順次可能となってきた。歳入金等の電子納付とは、納付者がインターネット・バンキング等を通じて、金融機関にある自分の口座から資金を引き落とし、または金融機関の電子納付対応 ATM を通じて現金通貨を納めたり預金口座から引き落とすことによって、行政手数料や国税といった歳入金等を国に納付するものである。電子納付を利用すれば、納付者は金融機関に出向いたり、窓口で順番待ちをしたりする必要がなくなるだけでなく、深夜など金融機関の窓口が閉まっている時間帯にも納付することができるようになる。また、電子納付の実現は、歳入金等の受入事務を扱う関係機関の事務効率化にもつながっている。

③ 国庫記帳・振替事務の電子化

日本銀行は、2004 年 3 月に、日本銀行本支店と代理店をネットワークで結ぶ「統合国庫記帳システム」の稼働を開始し、全国各地の政府機関口座の受払記帳事務や、口座間の振替事務を電子的に行うこととした。これにより、事務のペーパーレス化や振替処理の迅速化が図られた。

④ 保管金・供託金、財政融資資金の受払いの電子化

日本銀行は、2005 年 3 月から 6 月にかけて、保管金・供託金、財政融資資金¹³⁾の受払いの電子化を順次実現した。まず、保管金・供託金については、入札保証金¹⁴⁾のように、資金の「受入れと払出し」といった双方向の事務が発生する¹⁵⁾。こうした受払いは、日本銀行本支店・代理店の窓口で扱われてきたが、国からみた資金の「受け」には歳入金等の電子納付のスキーム、「払い」には歳出金の振込請求データ等のオンライン授受のスキームを活用し、統合国庫記帳システムで記帳事務を行うことにより電子化を実現した。また、財政融資資金につ

13) 具体的には、国が入札を行う際に応札者が差し入れる入札保証金、国と売買等の契約をする者が差し入れる契約保証金、地代、家賃等の権利関係に争いがある場合に債務者が供託する弁済供託金、プリペイド・カード等を発行する業者が供託する営業保証供託金等がある。

14) 財政投融资計画に基づき行われる貸付金等を指す。

15) 国が入札を行う際に応札者が差し入れ、落札しなければ返還する。

いては、地方公共団体等への貸付実行がオンラインによる振込スキームで、回収が電子納付スキームで行えるようになったほか、貸付の原資となる預託金¹⁶⁾についても、預託が電子納付スキームで、払戻しがオンラインによる振込スキームで行えるようになった。

5 国税還付金の振込事務のオンライン化

日本銀行は、2006年9月より、国税還付金の振込事務¹⁷⁾について、国税庁、民間金融機関の協力を得て、オンライン処理を開始した¹⁸⁾。これにより、全国の各税務署から国税庁、日本銀行、そして受取人の口座がある民間金融機関までオンライン化されることになり、還付金の振込の迅速化が図られるとともに、民間金融機関（代理店委嘱先）や日本銀行本支店でも、ペーパーレス化、事務合理化が一段と進展した。

第2節

政府の資金繰りに関する業務

1 政府預金の変動と日本銀行の業務

政府と民間との国庫金の受払いは、政府預金¹⁹⁾を通じて行われており、各種の歳入金や歳出金の受払い等により、日々多数かつ巨額の決済が行われている。こうした政府預金の受払いには、納付期限や支払期日が特定日に集中すること

16) 国の特別会計や特殊法人等が財政融資資金に預託しているもの。

17) 例えば、納税者により源泉徴収された税金や予定納税をした税金が、年間の所得に基づいて計算した税金の額より多い場合に、確定申告をすることによって納め過ぎの税金が納税者に戻ってくるものがある。

18) 国税還付金の振込事務は、これまで①国税庁、民間金融機関との間の振込データの授受を磁気テープで行う方法や、②各税務署が取引先の日本銀行本支店代理店に書面で振込依頼を行う方法により行ってきた。

19) 政府預金には、①国庫金の受払いを一元的に行う政府当座預金、②国庫金として納付された代用納付証券や受払いした貨幣（硬貨）等を計理する別口預金、および③国（財務大臣）が運用方法や利子等について特定の条件を指定する国内指定預金、などがある。

などから一定の変動パターンがみられている。

まず、最近数年間における1か月の変動パターンをみると、上旬は、前月末に代理店・歳入代理店で納付された法人税・消費税や保険料等が政府預金に入金されることなどから、受入れが支払いを上回る（受入超過となる）傾向がある。中旬については、源泉所得税の納付があるため受入超過傾向となる月（奇数月）がある一方、年金の支払いが受入れを上回る（支払超過となる）ことが多くなる月（偶数月）もある。下旬については、国債の大量償還がある3月、6月、9月、12月や、公共事業や社会保障等の支払いが膨らむ年度末は、支払超過となる一方、それ以外の月は、国債発行等もあるため受入超過となる傾向がある。

また、年度を通してみると、国債の大量償還がある3月、6月、9月、12月に加え、4月などは、普通交付税交付金の支払い（4月、6月、9月、11月）や年金支払（金額がかさむのは偶数月）が重なるため、支払超過となる傾向がある。他方、これら以外の月は、毎月生じる税・保険料や国債発行収入金の受入れ等が寄与するかたちで、受入超過となる傾向がある（→図表9-6）。

こうした国庫金の動きは、受入れの場合、まず、個人や企業の現金や預金を減少させ、次いで、金融機関の日銀当預残高を減少させる。他方、支払いの場合は、金融機関の日銀当預残高を増加させ、個人や企業の現金や預金を増加させる。このように、政府と民間との間での国庫金の受払い（**財政収支**²⁰⁾）は、日銀当預の総量に影響を及ぼす要因となる。このため日本銀行は、財政収支について、日々の動きを迅速・的確に把握するだけでなく、大口の受払いに関する諸官庁に対するヒアリングや過去の実績データを用いた統計的手法によって予測を行いながら、その時々の日銀当預増減要因の動きに応じたオペレーションを実施している（→第5章第2節2②）。

20) 財務省では、2005年度以降、「国庫金の効率的な管理」として、国庫金の受入れと支払いのタイミングのずれを極力小さくし、政府全体において一時的に保有する現金（国庫余裕金）の圧縮を図るための取り組みを実施している（「国庫金の効率的な管理について」〈2005年8月26日公表〉および「国庫金の効率的な管理の強化について」〈2006年5月24日公表〉）

9-6

政府預金の月別の主な増加・減少要因

	主な増加要因	主な減少要因
4 月	・ 申告所得税納付（第 3 期確定申告納税分） ・ 年金保険料納付 ・ 国債発行収入金	・ 第 1 回普通交付税交付金支払 ・ 年金定時払 ・ 前年度出納整理期支払（公共事業・社会保障・諸経費等）
5 月	・ 年金保険料納付 ・ 国債発行収入金	・ 財政融資の地方貸実行
6 月	・ 法人税納付（3 月決算法人確定納付分） ・ 年金保険料納付 ・ 国債発行収入金	・ 第 2 回普通交付税交付金支払 ・ 年金定時払 ・ 国債大量償還
7 月	・ 源泉所得税納付（夏季賞与分） ・ 年金保険料納付 ・ 労働保険料納付 ・ 国債発行収入金	・ 官庁期末手当支払
8 月	・ 源泉所得税納付（夏季賞与分） ・ 申告所得税納付（第 1 期予定納税分） ・ 年金保険料納付 ・ 国債発行収入金	・ 年金定時払
9 月	・ 財政融資の元金・利子回収 ・ 年金保険料納付 ・ 国債発行収入金	・ 第 3 回普通交付税交付金支払 ・ 国債大量償還
10 月	・ 年金保険料納付 ・ 国債発行収入金	・ 年金定時払
11 月	・ 年金保険料納付 ・ 労働保険料納付 ・ 国債発行収入金	・ 第 4 回普通交付税交付金支払
12 月	・ 法人税納付（3 月決算法人中間納付分） ・ 申告所得税納付（第 2 期予定納税分） ・ 年金保険料納付 ・ 国債発行収入金	・ 年金定時払 ・ 官庁期末手当支払 ・ 公共事業・諸経費等 ・ 国債大量償還
1 月	・ 源泉所得税納付（冬季賞与分） ・ 年金保険料納付 ・ 国債発行収入金	
2 月	・ 年金保険料納付 ・ 労働保険料納付 ・ 国債発行収入金	・ 年金定時払
3 月	・ 財政融資の元金・利子回収 ・ 年金保険料納付 ・ 国債発行収入金	・ 特別交付税交付金支払 ・ 公共事業・社会保障・諸経費等 ・ 国債大量償還

2

政府の資金繰りに関する業務

2 政府の資金繰りに関する業務

政府にとっては、政府預金の残高が不必要に積み上がったたり、逆に国庫金の支払いに支障をきたすことがないよう、政府預金の残高を適切な水準に維持することが必要となる。日本銀行は、上にみた財政収支の予測を政府に伝達することで、政府の資金繰りの効率化にも寄与している。

政府は、国庫金受払上の短期的な必要に応じ、**政府短期証券** ²¹⁾ (FB) ²²⁾ の発行などによって資金を調達している。この政府短期証券は、金融機関を対象とする公募入札 (入札事務については → 第3節2) ²³⁾) により、発行されている。

なお、日本銀行は、国庫に予期せざる資金需要が生じた場合や公募入札の際に募集残額等が生じた場合には、例外的に、政府短期証券を直近の入札における募入平均利回りにより所要額に限って引き受けることがあるが、²⁴⁾ こうした政府短期証券は、その後に政府が政府短期証券の公募発行によって得た資金により可及的速やかに償還されることとなっている。また、国庫に余裕金が生じた場合、①日本銀行が保有している政府短期証券について、金融調節その他の業務の運営に支障が生じない範囲に限り、政府からの繰上償還の依頼に応じるほか、②余裕金を政府当座預金から国内指定預金 (→ 脚注 19) に組み替え、政府

21) 2009年2月以降、政府短期証券は、国庫または特別会計等の一時的な資金不足を補うため発行される資金繰り債であるという財政制度上の位置付けを変更せず、割引短期国債との統合発行開始により国庫短期証券という統一名称の下で発行・流通している。国庫短期証券の市場 (→ 第5章コラム「短期金融市場とコール市場」) は、短期金融市場において大きなウェイトを占めている。

22) 対象となる金融機関は、銀行、証券会社、保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、短資会社、信用金庫等である。

23) 政府短期証券 (FB) は、1999年4月からは、それまでの**定率公募・残額日銀引受** (予め公示された発行条件で募集が行われ、募集残額が生じた場合に日本銀行が引き受けるというもの) に代わり、本文の説明にあるような**公募入札**によって発行されることが原則となっている。

24) 日本銀行法第34条には、「日本銀行は、我が国の中央銀行として、前条第1項に規定する業務のほか、国との間で次に掲げる業務を行うことができる。(中略) 第4号 財務省証券その他の融通証券の応募又は引受け」との定めがある。

短期証券の直近 13 週間の公募入札における募入平均利回りを募入決定額により加重平均した利回りに準じた金利を付すこととしている。

日本銀行では、政府との取引に関する業務の適切な運営を確保する趣旨から、1999 年、政策委員会の決定を経て「**対政府取引に関する基本要領**」を制定した。本要領により、①日本銀行は、上記のように例外的に政府短期証券の引受を行うことがあることや、②日本銀行が、金融調節の結果として保有している国債のうち、償還期限が到来したものについて、国による借換のための引受に応じる場合には、年度ごとに予め政策委員会の決定を経て行うこと、などが規定²⁵⁾されている（→第 3 節 2）。

第 3 節

国債等に関する業務

1 国債に関する業務の概要

日本銀行は、日本銀行法（第 36 条）、「国債ニ関スル法律」（第 1 条）などの法令の定めにより、国債に関する様々な業務を行っている。これは、①国債の発行に関する事務（入札の通知、応募の受付、払込金の受入れなど → 本節 2）、②国債の振替決済に関する事務（国債の振替など → 本節 3）、③国債元利金の支払いに関する事務（国債の利払・償還²⁶⁾、国債証券の利札・券面の回収など → 本節 4）の 3 つに大きく分けることができる。

国債に関する業務についても、人々の利便を図るため、国庫業務と同様に**代理店制度**が設けられている。すなわち、日本銀行は、民間金融機関の店舗でも国債に関する業務の取扱いができるよう、財務大臣の認可を受けて、民間金融

25) こうした日本銀行の政府との取引について、政府短期証券引受残高等を、日本銀行ホームページ上の「日本銀行の対政府取引」を通じて毎月公表している。

26) 償還とは、債券の元本を返済することをいう。

27) 利札とは、利付国債など利付債の券面下部に利払日順に付いている紙片のことで、クーポン (coupon) とも呼ばれる。利付債の保有者は、利札と引換えに利息を受け取る。

機関と代理店契約を締結している。こうした代理店としては、国庫金の受払業務をあわせて行う**一般代理店**（→第1節）のほか、現物国債の元利払の事務を取り扱う**国債代理店**、一部の国債を除く現物国債の元利払の事務を取り扱う**国債元利金支払取扱店**²⁸⁾がある。日本銀行は、これらの取扱機関を統括し、国（政府）との連絡・調整等を図ることで、国債に関する業務の円滑な運営に努めている。

国債は、発行目的（→図表9-7）、償還期限・発行方式等（→図表9-8）によって様々な分類が可能であるが、以下では、発行目的からみてそのほとんどの割合を占める**普通国債**を例にとり、①発行に関する事務、②振替決済に関する事務、および③国債元利金の支払いに関する事務等について説明する。

2 国債の発行に関する事務

ここでは、国債の発行に関する日本銀行の事務について、普通国債の発行の流れに沿って説明する。

普通国債の発行は、主として、金融機関や個人などの一般投資家に向けた**市中消化**によって行われている。これは、**国債の市中消化の原則**といわれるものであるが、その背後には、中央銀行による政府への信用供与に関する以下のような法律・考え方がある。

財政法（第5条）および日本銀行法（第34条）は、日本銀行による国債の引受および政府に対する貸付を原則として禁止している。このように中央銀行による政府への信用供与を禁止することは、わが国を含む主要国の歴史から得られた教訓によっている。すなわち、中央銀行がいったん国債の引受などによって政府への資金の供与を始めてしまうと、その国の政府の財政節度（歳入金と

28) 日本銀行が代理店契約を締結している金融機関の種類を具体的にみると、①国債代理店（2010年3月末現在、614店舗）は、都市銀行、地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信託銀行、信用金庫、信金中央金庫、商工組合中央金庫、農林中央金庫、ゆうちょ銀行である。②国債元利金支払取扱店（同20店舗）は、信託銀行、証券会社、証券金融会社である。このほか、③国債代理店である金融機関からの委託を受けて国債の元利払の事務を取り扱う代理店として、国債復代理店（同19,981店舗）があり、郵便局が国債復代理店となっている。

発行目的		該当する国債
歳入債 (普通国債)	様々な歳出需要を賄うための歳入を調達する目的で発行。	
新規財源債 (建設国債、 特例国債)	当該年度の歳出を賄うために発行。	利付国債 (40 年) 利付国債 (30 年) 利付国債 (20 年) 利付国債 (変動 15 年)
借換債	国債の償還資金を調達するために発行。	利付国債 (10 年) 利付国債 (5 年) 利付国債 (2 年) 利付国債 (物価連動 10 年) 個人向け利付国債 (変動 10 年) 個人向け利付国債 (固定 5 年) 個人向け利付国債 (固定 3 年) 割引短期国債 (6 か月, 1 年)*
財政投融资特別会計国債 (財投債)	財政融資資金において運用の財源を調達するために発行。財投債の発行収入は財政融資資金特別会計の歳入の一部となる。	
承継国債	特別措置法により、国が公団等の債券・債務を承継し国債としたもの。	本州四国連絡橋債券承継国債 道路債券承継国債
繰延債	財政資金の支出に代えて国債を発行することにより、その国債の償還期日まで支出を繰り延べる目的で発行。	
交付国債	第 2 次大戦の戦没者遺族や引揚者といった人々に対し、弔慰金あるいは給付金に代えて交付される国債であり、国債権者の氏名を国債証券上に記名して発行される記名国債がある。	遺族国債 特別給付金国債等
出資・拠出国債	国が国際機関（国際通貨基金、世界銀行など）および法人（日本政策投資銀行など）に対して約束した出資や拠出に代えて、これらの機関に交付する国債。	国際通貨基金通貨代用証券等
融通債	国庫の資金繰りを補うための資金を調達するために発行。	政府短期証券 (2・3・6 か月)*

* 2009 年 2 月以降、割引短期国債と政府短期証券は、それぞれ従来の財政制度上の位置付けを変更せず、「国庫短期証券」という統一名称の下で発行・流通している。

9-8

国債等の償還期限と発行方式等

種類・償還期限		発行方式	発行条件の決定	発行頻度 (2010年度計画)
利付債	40年	公募入札	利回り競争入札 ダッチ方式	年4回
	30年		価格競争入札 コンベンショナル方式	年8回
	20年			月1回
	15年変動			年1回
	10年	公募入札 窓口販売（募集 取扱い）	価格競争入札 ¹⁾ コンベンショナル方式	月1回 ²⁾
	5年			
	2年			
割引債	6か月、1年 (割引短期国債 ³⁾)	公募入札 日本銀行乗換	価格競争入札 コンベンショナル方式	1年：月1回 6か月：不定期
利付債	10年 (物価連動 ⁴⁾)	公募入札	利回り競争入札 ダッチ方式	年1回
	10年変動、 5年固定 (個人向け)	窓口販売（募集 取扱い）	—	年4回
	3年固定 (個人向け)			月1回 ⁵⁾
割引債	2か月、3か月、 6か月 (政府短期証券 ³⁾)	公募入札	価格競争入札 コンベンショナル方式	原則、週1回

(注) 1) 2年、5年、10年の各利付国債については、入札額が小さくなる傾向がある中小入札参加者に配慮して、非競争入札も併用されている。

2) 入札による発行分。このほか、窓口販売により各月1回発行されている。

3) 2009年2月以降、割引短期国債と政府短期証券は、それぞれ従来の財政制度上の位置付けを変更せず、「国庫短期証券」という統一名称の下で発行・流通している。

4) 2004年3月に導入された元金額と利子額が物価の動向に連動して増減する国債。償還額は償還時点での元金額となるものの、各利払時の利子額は当該利払時に計算された想定元金額（物価の動向に連動して増減する元金額）に表面利率を乗じて算出される。なお、通常の固定利付国債は、発行時の元金額と各利払時の利子額が償還時まで変わらない。

5) 個人向け国債（3年固定）は、2010年7月から発行されている。

歳出金のバランスに関する自己規律)を失わせ、中央銀行通貨の増発に歯止めが利かなくなり、将来、悪性のインフレーションを招く恐れが生ずる。そうなる
と、その国の通貨や経済運営そのものに対する国内外からの信認も失われてし
まう。

わが国を含め、主要国が中央銀行による政府への信用供与を厳しく制限して
いるのは、そうした考え方に基づくものである。例えば、米国では、連邦準備
法により、連邦準備銀行は国債を市場から購入する(引受は行わない)ことが
定められている。また、1951年の連邦準備制度理事会と財務省との間での合
意により、連邦準備銀行は、国債の市中消化を助けるための国債買入オペ(国
債の価格支持)も行わないこととなった。欧州では、1993年に発効したマース
トリヒト条約およびこれに基づく欧州中央銀行法により、当該国が中央銀行に
よる対政府与信を禁止する規定を置くことが、単一通貨制度と欧州中央銀行へ
の加盟条件の一つとなっている。

なお、日本銀行は、財政法(第5条但書)に基づき、特別の事由がある場合
には、国会の議決を経た金額の範囲内で、政府に対し資金の供与を行いうるこ
ととされているが、この「特別な事由」に基づき実際に行っているものとして
は、日本銀行が、金融調節の結果として保有している国債の償還に際して、そ
の借換のために国債を引き受ける場合に限定されている。

市中消化による国債の具体的な発行方法をみると、1965年度に戦後初めて
国債の発行が再開された時点では、銀行、証券会社、保険会社などからなる引
受シンジケート団による引受²⁹⁾(シ団引受³⁰⁾)のみが行われていた。その後、金融
市場の実勢を発行条件により良く反映させることを狙いとして、1978年度よ
り公募入札が導入された。公募入札はその後国債の発行方法の主流となり、シ
団引受は最終的に2005年度末をもって廃止された。以下では、公募入札や日
銀ネットによる入札処理等についてみていくこととする。

29) 国債の募集・引受を目的として、わが国の主要金融機関により組織された国債募集引受団(シ団)が総額引受を行う制度であり、1966年1月、戦後初めて国債が発行されて以降、40年間にわたり、国債の安定消化に大きな役割を果たした。

① 公募入札

国債の公募入札とは、入札参加者による価格競争入札により発行条件を決定し、当該価格競争入札以外の各種入札³¹⁾とあわせて発行額を決定して国債を発行する方法である。現在、2年、5年、10年（含む物価連動）、15年（変動利付）、20年、30年、40年の各利付国債と、割引短期国債³²⁾（6か月、1年）が公募入札により発行されている。

10年利付国債を例にとって価格競争入札における発行事務の流れをみると、当該年度の国債発行総額が決定されると、これを受けて国（財務省）は順次、発行予定日や発行予定額等を公表する。実際の入札実施にあたっては、入札に関し必要な事項（銘柄、発行額、表面利率、発行・償還日など）を日本銀行へ通知する。そして、日本銀行が入札のオファーを行い、入札に参加する金融機関（以下、「入札参加者」）による応募価格と応募額に関する申込み結果を取りまとめて国（財務省）に通知する。これをもとに国（財務省）が募入³³⁾の決定を行い、日本銀行経由で入札参加者に結果を通知する。

募入の決定に際しては、入札参加者が入札価格の高いものから順に発行予定

30) このほか、2003年より個人投資家による国債の購入機会を広げるため、個人投資家のみが保有できる個人向け国債が導入された。また、2007年からは、個人投資家の国債の購入機会をさらに広げるため、個人向け国債に加えて、民間金融機関において一般の利付国債の新型窓口販売方式（2年・5年・10年利付国債）が導入された。この方式では、旧来の窓口販売（1983年開始）のように入札や市場で調達した国債を民間金融機関が各々設定した価格で販売するのと異なり、財務省が指定する価格によって募集が行われる（こうした募集取扱方式は、これまで郵便局〈1988年開始〉のみで行われていた）。

31) ①中小入札参加者に配慮し、価格競争入札と同時に、価格競争入札の加重平均価格を用いて行われる「非競争入札」、②国債市場特別参加者に、価格競争入札と同時に、価格競争入札の加重平均価格を用いて行われる「第Ⅰ非価格競争入札」、③同じく国債市場特別参加者に、価格（利回り）競争入札の結果公表後に、価格競争入札の加重平均価格（利回り競争入札の場合は発行価格）を用いて行われる「第Ⅱ非価格競争入札」等がある。

32) 2009年2月以降、割引短期国債は、政府短期証券との統合発行開始により国庫短期証券という統一名称の下で発行・流通しているが、従来の財政制度上の位置付けは変更されていない。

33) 募入の決定とは、国債の入札に応募した入札参加者のうちから、実際に国債の割当てを受ける者およびその額を決定することをいう。

額に達するまで各自の入札価格によって国債を取得する **コンベンショナル方式** により行われる場合が多いが、10年物物価連動債、40年債については、落札者が全て同一の条件で国債を取得する **ダッチ方式** による利回り競争入札により行われている（→図表9-8）。

② 日銀ネット（国債系）による処理

日本銀行では、国債発行の増大に対応して、入札や引受に関する事務を安全かつ効率的に行うための仕組みとして、1990年に、**日銀ネット（国債系）**（日銀ネットの全体像は→第4章第4節1④）を利用した入札事務の取扱いを開始した。この仕組みには、銀行、証券会社、短資会社、証券金融会社、保険会社などが参加しており、入札の通知や応募の受付、募入決定の通知、国債発行代り金の³⁴⁾払込みと政府預金への入金などをオンラインにより処理している。³⁵⁾

3 国債の振替決済に関する事務

わが国の証券の完全なペーパーレス化に向けて、「社債等の振替に関する法律」（社債等振替法）および同法を改正した「社債、株式等の振替に関する法律」（**社債・株式等振替法**）等の下で順次整備が進展し、国債は2003年以降新規発行分について完全にペーパーレス化された。³⁶⁾ これを受けて日本銀行は、国債決済の安全性と効率性をいっそう向上させる観点等から従来の国債振替決済制度を廃止し、現在、社債・株式等振替法（第47条）に基づく指定および日本銀

³⁴⁾ 証券金融会社とは、株式・公社債の円滑な発行・流通に必要な資金、有価証券の供給を行うことを目的として設立された証券金融の専門業者（金融商品取引法上の免許会社）である。

³⁵⁾ 国債発行代り金の払込みとは、国債の割当てを受けた金融機関が日本銀行に保有している当座預金から、日本銀行がその代金を引き落とすことをいう。

³⁶⁾ 現在、日本における国債の保有形態としては、①**振替国債**（社債・株式等振替法に基づく国債振替決済制度の下で保有される国債をいう）のほか、②**登録国債**（国債登録制度（→第4章脚注26）の下で保有される国債をいう）、③実際に紙の証券を保有する**国債証券**（現物債）、の3つの制度がある。2010年3月末の普通国債および財投債の発行残高約673兆円のうち、振替国債がほとんどを占めており、登録国債は約516億円、国債証券は約261億円に過ぎない。

行法（第39条第1項）に基づく認可の下で、**新たな国債振替決済制度**の運営を行っており、自らは**振替機関**としての事務を取り扱っている。

この制度の構成者は、**国債権者**（個人や企業など）、**参加者**（銀行や証券会社などの直接・間接参加者³⁷⁾）、**振替機関**（日本銀行）からなり、振替機関である日本銀行と国債権者との間に銀行や証券会社等の仲介機関（参加者）が介在する。こうした多層構造の下で、国債権を帳簿上の振替によって移転させることなどが可能となっており、国債取引に伴う国債の受渡しについては、譲渡人（売り手）のみの請求により振替口座簿上の口座振替によって行う仕組み（**ブックエントリー・システム**）が採用されている（→図表9-9）。

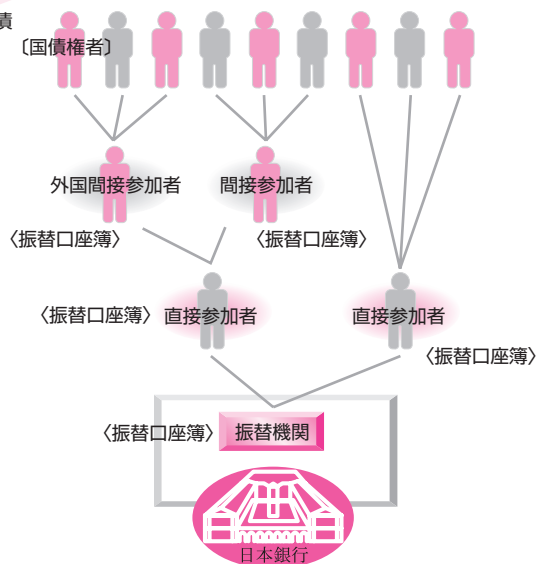
新たな制度が従来の制度と最も大きく異なるのは、従来の制度が物理的な国債証券（券面）の存在を前提として、日本銀行に寄託されている国債証券について、その寄託者である譲渡人が日本銀行に対して占有移転の指図を行い、譲受人が当該国債証券の占有を取得する、との構成により振替決済を行ってきたのに対し、新制度はそのような国債証券の存在を前提にしていない点にある。すなわち、従来の制度では、帳簿上の口座の残高や口座振替が表している物理的な国債証券の占有やその引渡し（または交付）が、権利帰属の推定や権利移転などの法的な効力を発生させていたのに対し、新制度では、振替口座簿の記録により国債権の帰属が定まるとともに、帳簿上の振替（口座簿の減額・増額記録³⁸⁾）によって、国債権の移転の効力が直接発生することになる。

37) 直接参加者は、都市銀行、証券会社など約300先あり、日本銀行に参加者口座をもっている。間接参加者は、信用金庫、証券会社など約1,000先あり、直接参加者の下に自己の口座をもち、さらに間接参加者自身も日本銀行から承認を受けて顧客口座を開設している。外国間接参加者は、外国銀行、外国証券など約100先あり、日本に営業所を有していない間接参加者である。

38) 振替国債については、国債証券の日本銀行への寄託という法律構成はとられないことから、従来のように、日本銀行に寄託された国債証券を日本銀行名義で一括登録することは行われない。また、振替国債を国債証券に転換することや、振替国債を登録国債に転換することはできない。

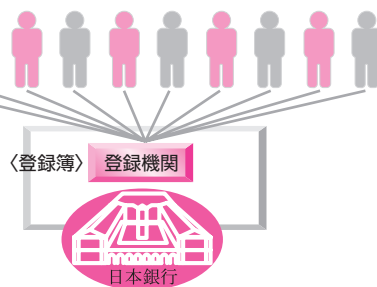
(1) 振替国債

〔国債権者〕



(2) 登録国債

〔国債権者〕



(3) 現物

〔国債権者〕=国債証券

発行



4 国債元利金の支払いに関する事務

国債元利金の支払いについては、日本銀行が、国債発行残高を基準として国債の元利払に必要な資金（公債償還資金、公債利子支払資金など）を算定し、予め国（財務省）に請求のうえ、³⁹⁾ 国債整理基金特別会計から政府預金に資金を受け入れておく。そして、日本銀行の本支店や全国の代理店における国債元利金の支払いに応じて、政府預金を引き落とし、代理店となっている金融機関に対しては、それぞれの日銀当預に入金する。

具体的な支払方法は、国債の保有形態によって異なるが、⁴⁰⁾ 振替国債の場合は、振替機関である日本銀行が国（財務省）から一括して元利金を受領したうえで、日本銀行が、国債振替決済制度の参加者の日銀当預へ入金し、顧客に対しては各参加者から支払いが行われる。

5 証券の保管等に関する業務

日本銀行は、日本銀行法（第36条）および会計法（第35条）に基づき、①財政融資資金等が余裕資金運用のために購入した証券および納税者から相続税として受け入れた証券（政府所有有価証券）や、②官庁が郵便料金後納担保や選挙供託として受け入れた証券（政府保管有価証券）の保管、受払い、記帳、計算整理等の業務を行っている。こうした業務において日本銀行が国（政府）

39) 国債の償還を計画的に行い、財政負担の平準化と国債の信用維持を図る目的から1906年に設けられた特別会計で、原則として毎年度、一般会計から償還資金が繰り入れられる。

40) 登録国債の場合は、登録記名者が支払場所として指定した日本銀行の本支店、一般代理店および国債代理店等において、予め日本銀行より送付された領収証書と引換えに行われる。また、国債証券（現物債）の場合は、日本銀行の本支店のほか、一般代理店、国債代理店、国債元利金支払取扱店において、証券や利札と引換えに行われる。なお、国債証券については、日本銀行は、これらの代理店等を経由して支払済みの証券・利札を回収して鑑査、整理し、保管または廃棄を行っている。

から受け入れることができる証券の範囲は、国債証券、地方債証券、株券、社債証券等と定められている。なお、こうした業務は、日本銀行の本支店のほか一般代理店でも取り扱っている。